

平成 27 年度

# 包括外部監査の結果報告書

(概要版)

(市単費事業に関する事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 武田 宗久

## 目次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	1
I. 監査の種類.....	1
II. 選定した特定の事件.....	1
III. 特定の事件を選定した理由.....	1
IV. 包括外部監査対象部局.....	2
V. 包括外部監査対象期間.....	2
VI. 包括外部監査の方法.....	2
VII. 包括外部監査人補助者.....	3
VIII. 包括外部監査期間.....	4
IX. 利害関係.....	4
X. 財務情報等.....	4
<b>第2 市の行政評価と事務事業評価</b> .....	5
I. 市の行政評価における事務事業評価の位置付け.....	5
<b>第3 市単費事業について</b> .....	9
I. 市単費事業の概要.....	9
II. 監査対象とした市単費事業（事務事業）の選定方法.....	9
III. 市単費事業（事務事業）の調査項目.....	12
<b>第4 監査の結果及び意見</b> .....	15
<監査の結果及び意見の区分>.....	15
<監査の結果及び意見の項目一覧>.....	15
I. 事務事業評価の仕組み.....	18
II. 市単費事業.....	27
<b>監査人の所感</b> .....	38

## 第1 包括外部監査の概要

### I. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### II. 選定した特定の事件

市単費事業に関する事務の執行について

### III. 特定の事件を選定した理由

八尾市（以下、「市」という）は、財政が厳しい状況下、継続して行財政改革に取り組んでおり、直近では、平成27年6月に「八尾市行財政改革指針」を作成している。

市は、当該指針において、行財政改革の具体的な取組みとして、限られた行政資源を最大限に活用するため、効果のある事業を選択して「選択と集中」を図ること、これまでの行政の仕組みや財政の仕組みを見直して「行政や財政の仕組み」を変えること、さらには事務事業の実施手法を大胆に見直す等、これまでの「行政の仕事の仕方」を変えることに取組み、持続可能な行政運営を行うことを目指している。

このような下で、市が実施している各事務事業において、市がその事務事業の必要性についてどのように考えた上で業務を行っているかを検証し、さらに、実施した事業について事後評価を適時適切に、また効果的に実施できているかどうか等を検証することは、今後の行財政改革において有用になるのではないかと考えた。

なお、事務事業は各部署で実施されているため、各事務事業に対して横断的に焦点を当てることになるが、事務事業については、市の単独事業、すなわち、市単費で実施されている事業に主眼を当てるのが有用であると考えた。

一方、市の取組みについての平成26年度市民意識調査において、「行政の取組みが改善されているかの評価」については、肯定的意見が増加傾向にあるものの、否定的な意見（46.7%）が肯定的意見（24.1%）を上回っている状況となっている。また、わからない、との回答が26.6%と4分の1を超えており、市の取組みが市民に十分に伝わっていないと思われる。

以上の点を総合的に勘案し、各事務事業の執行についてその必要性や妥当性を検証すること、さらには各事務事業に対する市の評価の仕組み及び評価結果の公表につい

て検証することは、重要性かつ適時性があり、市単費事業に関する事務の執行を監査対象として選定した。

#### IV. 包括外部監査対象部局

政策推進課、財政課、行政改革課の他、事務事業（市単費事業）の関連部署

#### V. 包括外部監査対象期間

原則として平成 26 年度とし、必要に応じ、直近の状況や平成 25 年度以前も含めた。

#### VI. 包括外部監査の方法

##### 1. 監査の視点

###### (1) 市単費事業に関する事務の合规性

- ① 事務事業の執行は関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか

###### (2) 市単費事業の必要性、妥当性

- ① 事務事業を実施することに必要性はあるか
- ② 事務事業はコスト（間接経費を含む）を意識して実施されているか
- ③ 事務事業に関する事務が経済性、効率性、有効性（3E）の観点から適正に行われているか

###### (3) 事務事業評価の仕組みの妥当性

- ① 事務事業について、継続の可否を検討する仕組み等が構築されているか
- ② 事務事業の評価は仕組み通りに、適切に運用されているか
- ③ 事務事業評価について情報公開（公表）が適切に行われているか

##### 2. 主な監査手続

市単費事業に関する事務の執行に対して、実施した主な監査手続は、次のとおりである。

###### (1) 監査対象とする市単費事業の抽出

平成 26 年度の一般会計における中事業（予算要求の単位となる事業）毎の歳出額の

データを入手し、当該データの網羅性について、データの歳出合計額と決算書における一般会計の歳出決算額の一致を確認した。

当該データに基づき、① 過去に、国又は大阪府からの補助があったが、現在は補助のない市単費事業や② 過去の事務事業の評価、事業内容、金額的重要性等を総合的に勘案し、監査対象とすべきと判断した市単費事業 31 事業を抽出した。なお、監査対象とした市単費事業の詳細な選定方法については、第 3 章のⅡに記載している。

#### (2) 抽出した各市単費事業に対する調査

抽出した 31 の市単費事業について各所属に対して事業の内容や事務事業評価の実施状況を把握するために「事務事業調査シート」（第 3 章Ⅲ. 参照）による調査を実施した。

#### (3) 調査回答及び関連帳票の検討、ヒアリング

「事務事業調査シート」による調査回答に基づき、各所属へのヒアリングや関連帳票の閲覧を実施し、市単費事業に関する事務の合规性及び市単費事業の必要性、妥当性について、検討・吟味した。

#### (4) 事務事業評価の仕組みについての検討、ヒアリング

市の行政評価における事務事業評価の位置付けや事務事業評価の仕組みと予算編成等との関連性を確認するため、事務事業評価の仕組みについて、政策推進課、財政課及び行政改革課へのヒアリングや関連帳票の閲覧を実施し、事務事業評価の仕組みの妥当性及び予算編成への反映について、検討・吟味した。

### Ⅶ. 包括外部監査人補助者

公認会計士	牧野康幸
公認会計士	小室将雄
公認会計士	谷川竜也
公認会計士	難波 徹
公認会計士	本田裕一
公認会計士	鳥生紘平

会計士試験合格者 嶋崎 諒

弁護士 松本好史

#### VIII. 包括外部監査期間

平成 27 年 7 月 13 日から平成 28 年 1 月 27 日まで

#### IX. 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

#### X. 財務情報等

本報告書（概要版）に記載した事務事業（市単費事業）の関連部署の財務情報等は、市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成したものである。なお、当該財務情報等の金額等については、その表示及び率の単位未満を原則として四捨五入しており、端数の関係上、個別金額の集計値と合計欄の記載が整合しない場合がある。

## 第2 市の行政評価と事務事業評価

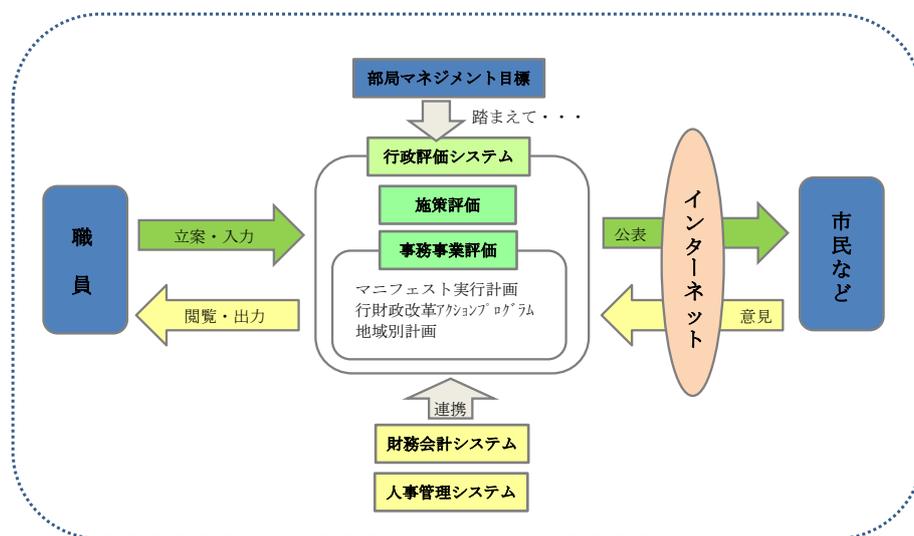
### 1. 市の行政評価における事務事業評価の位置付け

#### 1. 総合計画及び部局マネジメント目標と施策・事務事業との関係

市では、第5次総合計画<sup>注1</sup>を戦略的かつ着実に推進するため、「行政経営」の考え方にに基づき、「部局マネジメント目標」という組織戦略を定める取組みを起点とした実施計画策定と予算編成を行い、資源配分の最適化を図る手法を採用している。

「部局マネジメント目標」は、総合計画の実現に向け、①部局長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図ること、②職員が目標を共有し、職務に励むことにより、組織としての力を最大限に引き出すこと、③部局が重点的に取り組む事業やその成果を、市民に分かりやすく説明すること、を目的としている。

この部局マネジメント目標をより効果的に進めていくには、施策及び事務事業レベルでの評価が、PDCAサイクル（『3. 市のPDCAサイクルの概要』参照）の各過程でしっかりと行われ、必要な情報が部局に集約されていることが重要であるため、市では、施策及び事務事業評価の2層構造で行政評価システム<sup>注2</sup>を構築・運用している。なお、市の行政評価システムの全体イメージは下図のとおりである。



<sup>注1</sup> 総合計画は、市がめざす将来都市像を明らかにし、その将来都市像を実現するための方向性を示すものであり、平成23年2月に第5次総合計画『やお総合計画2020』を策定し、平成32年度を目標年次として、将来都市像である「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向けたまちづくりを進めている。

<sup>注2</sup> 市は平成23年度に、総合計画の推進に当たり、総合計画の施策及び事務事業に沿った形で行政評価を取り組めるよう、行政評価システムを再構築した。

## 2. 施策評価と事務事業評価

### (1) 施策と事務事業の関係

施策と各事務事業の関係は、目的と手段の関係となるため、事務事業は施策のめざす姿の実現に向けて行われる。言い換えれば、事務事業を効果的に実施することにより、市の施策の実現が図られるという関係といえる。

### (2) 施策評価と事務事業評価の実施体制

「施策評価」については、施策担当課長が一次評価し、主管部局の部局長が確定する体制で実施して、各施策に掲げる「めざす暮らしの姿の実現を測定するための指標（成果指標）」が計画どおり達成できているか、また、施策の展開方針どおりに展開が図れているか、その要因分析を含め評価するとともに、今後の課題を整理することとなる。

一方で、「事務事業評価」については、実施計画策定担当者（主に係長）が一次評価し、所属長が確定する体制で実施して、「妥当性」・「有効性」・「効率性」・「参画と協働のまちづくり推進度」の4つの観点で評価し、課題整理を行うこととなる。

### (3) 活動指標と成果指標（アウトカム指標）について

前述のとおり、市が施策を評価する時に用いる指標は成果指標（アウトカム指標）であり、事務事業を評価する時に用いる指標は活動指標である。それぞれの内容は次のとおりである。

成果指標 (アウトカム指標)	行政活動の成果を測る指標であり、受益者（主として市民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。アウトカム指標とも言われる。
活動指標	市が「どのようなことをしたのか」という視点からの指標であり、事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。アウトプット指標とも言われる。

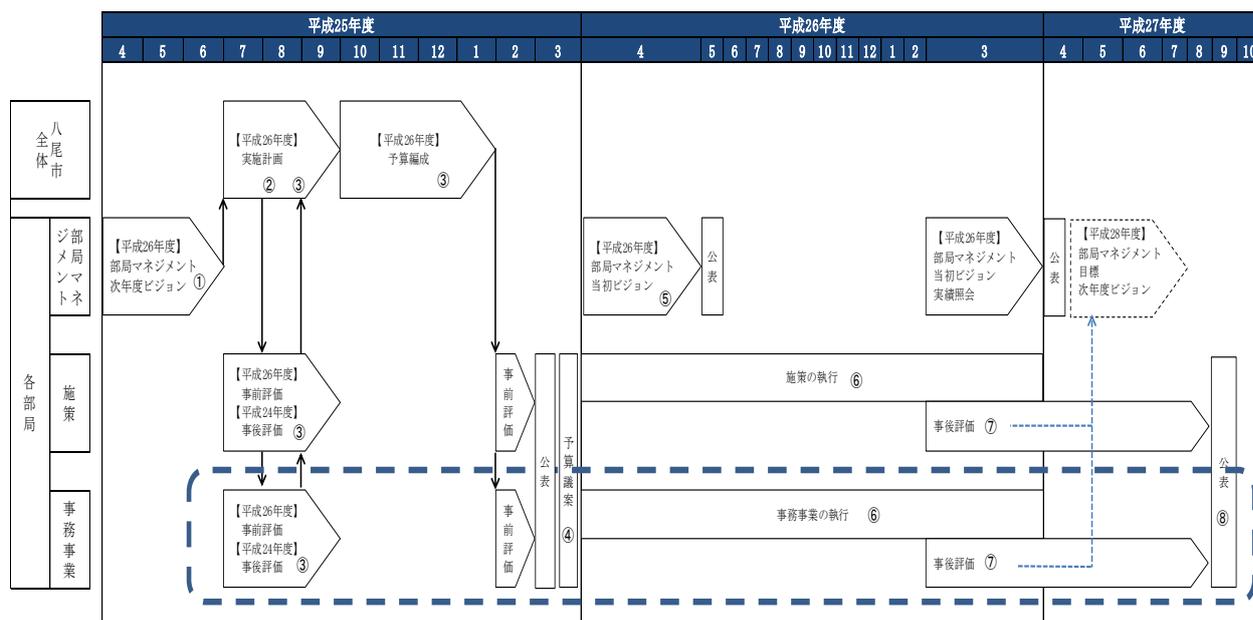
## 3. 市のPDCAサイクルの概要

PDCAサイクルとは、施策及び事務事業を、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）の過程で進めていく一連の流れを言い、Plan（計画）段階で指標計画値を数値目標として掲げ、計画内容に基づき実施し、C

h e c k（評価）段階では指標計画値に対する実績値の差異（ギャップ）を分析し、A c t i o n（改善）で実施手段の変更や方向性の転換等の修正行動へとつなげていくことである。

平成 26 年度に実施した事務事業に係る施策及び事務事業の評価に関するフローは概ね次のとおりであり、本年度の包括外部監査は、次のフロー図のうち、点線枠で囲った部分、すなわち事務事業に関する評価の仕組みを主な対象として行っている。

平成26年度実施事業にかかる行政評価の流れ



各時点における市の取り組み内容は市のホームページによると次のとおりである（番号は上記の図の番号と一致している）。

① 部局長による部局マネジメント目標（次年度ビジョン）の設定（P計画）

部局長が、「総合計画」の実現に向け、「部局の使命」や「中期の施策実現のための部局の基本方針」、「次年度の重点的な施策展開の基本方針」を明らかにしたうえで、部局として重点的に取り組む内容等を設定する。

② 実施計画策定方針の決定（P計画）

部局長により設定された部局マネジメント目標（次年度ビジョン）の内容について、トップと各部局長とが、意見を交わす場を設定され、ここでのヒアリング内容が、「実施計画策定方針」（重点候補施策含む）の決定につながっていくことになる。

③ 実施計画策定及び予算編成（P計画）

実施計画策定方針に基づき、各所属により、実施計画の策定を進める。

実施計画について政策推進課、財政課及び行政改革課による合同ヒアリングを実施する。

国、府の動向、実施計画策定状況を踏まえ予算編成方針を決定し、各所属から予算要求を受ける。

予算ヒアリング・予算査定を行い、事務事業の実施計画を最終確定させ、予算編成を実施する。

④ 予算議案の提案（3月市議会定例会）〈P計画〉

市議会へ次年度予算を提案する（実施計画書も、次年度予算の参考資料として、市議会に提出）。

⑤ 部局マネジメント目標（当初ビジョン）〈D実施〉

実施計画、予算が確定し、施策展開を図る段階になれば、前年度の「部局マネジメント目標【次年度ビジョン】」を受けて、「部局マネジメント目標【当初ビジョン】」を設定し、組織を挙げて、着実な総合計画の推進を図っていくことになる。

⑥ 予算の執行〈D実施〉

事務事業を実施し、予算を執行する。

⑦ 施策及び事務事業の事後評価〈C評価・A改善〉

施策及び事務事業について、事後評価を行い、次年度のPDCAサイクルにつなげていく。

⑧ 公表

最終的には、施策の事後評価を取りまとめた「施策実績書」を決算審査特別委員会資料として提出し、また、事務事業の事後評価とあわせ、決算審査特別委員会終了後に、ホームページにて公表される。

## 第3 市単費事業について

### I. 市単費事業の概要

市では、第5次総合計画において、6つのまちづくりの目標の方向性を63の施策のめざす姿として明らかにしている。当該施策を推進するために実施する具体的な事業を「施策構成事務事業」（以下、「事務事業」という）と位置付けており、当該事務事業単位で事務事業評価が行われ、事務事業は複数の「中事業」（予算要求の単位となる事業）から成り立っている。

事務事業のうち監査対象として選定した本報告書での「市単費事業」とは、一般会計において国庫補助金や府補助金等の特定財源が入っていない事業のことをいい、市が単独で行う事業であり、当該事業に関する歳出額は原則的に地方債、一般財源により賄われる。

平成26年度に実施した事務事業総数は754事業であり、このうち、政策体系外の庶務事務や行政委員会所管事務事業（教育委員会を除く）、及び、予算計上されていないものを除く事務事業数は560事業である。さらにこの中で、決算ベースで国庫補助金や府補助金等のない市単費事業は、368事業となっている。

一方、平成26年度の市単費事業に係る歳出額は29,861,304千円で一般会計の歳出額103,354,254千円に占める割合は29%となっている。市単費事業の歳出額29,861,304千円の内訳は、土木費7,588,858千円、衛生費7,460,437千円、教育費4,914,158千円、民生費4,590,652千円、総務費3,887,739千円となっている。

### II. 監査対象とした市単費事業（事務事業）の選定方法

#### 1. 監査対象となる母集団の把握

平成26年度の一般会計における中事業毎の歳出額が記載された「予算要求書データ」（財政課より入手）より、国又は大阪府からの補助金を受けている事業及び人件費や事務経費、特別会計への繰出金、基金への繰り入れ等の事業と直接関連付けられていない歳出を除いたものを監査対象母集団とした。

#### 2. 監査対象となる中事業の抽出

下記のいずれかの基準に該当する中事業を抽出した。なお、抽出した中事業が特定の担当所属に偏在しないよう配慮している。

- ① 過去に、国又は大阪府からの補助金があったが、現在は補助のない市単費事業

② 過去の事務事業の評価、事業内容、金額的重要性等を総合的に勘案し、監査対象にすべきと判断した事業

### 3. 監査対象となる事務事業の選定

上記2.で抽出した中事業を含む事務事業のうち、市単費事業である事務事業を監査対象とした。

監査対象とした事業（全31事業）は以下のとおりである。

No.	所属	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	抽出 基準
1	人権政策課	女性相談事業	1,267	②
2	文化国際課	平和意識の啓発事業	1,583	②
3	市民ふれあい課	小学校区集会所整備事業	2,203	①
4	市民ふれあい課	小学校区集会所管理事務	3,874	②
5	市民ふれあい課	市民活動支援事業	10,402	②
6	高齢福祉課	高齢者ふれあい入浴事業	2,262	①
7	高齢福祉課	老人健康マッサージ事業	754	①
8	障害福祉課	身体障がい者スポーツ大会事業	700	②
9	保健推進課	特定呼吸器疾病予防回復事業	970	②
10	こども政策課	親子 de 絵本推進事業	1,711	②
11	こども政策課	子ども・子育て支援事業計画 策定業務	5,786	①
12	産業政策課	「ものづくりのまち・八尾」 ブランド化推進事業	8,562	①
13	環境保全課	路上喫煙対策事業	8,020	①
14	資源循環課	有価物集団回収推進事業	48,793	②
15	環境事業課	環境衛生防疫業務	1,541	②
16	環境施設課	し尿収集体制の整備	620,891	②
17	交通対策課	放置自転車対策事業	80,876	②
18	土木管理事務所	交通安全施設等設置事業	17,959	②
19	みどり課	公園・緑地整備事業	22,846	①
20	下水道経営企画課	水洗化促進事業【一般会計分】	7,596	②

No.	所属	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	抽出 基準
21	予防課	予防広報推進事業	2,304	②
22	消防署	自主防災組織活動支援事業	1,870	②
23	教育人事課	学校園安全対策推進事業	84,025	①
24	八尾図書館	図書館サービスの充実事業	9,765	①
25	文化財課	文化財施設管理運営事務	110,575	②
26	指導課	学力向上推進事業	13,915	①
27	指導課	学校図書館活用推進事業	17,254	①
28	指導課	英語教育推進事業	104,026	①
29	指導課	子どもが輝く学校園づくり 総合支援事業	22,064	①
30	教育サポートセンター	学校ICT活用事業	35,410	①
31	人権教育課	帰国・外国人児童生徒 受入等支援事業	15,555	②
計	24 所属	31 事業	1,265,359	

### Ⅲ. 市単費事業（事務事業）の調査項目

監査対象に選定した各市単費事業の事業内容及び事務事業評価の実施状況を把握するため、下記の様式（以下、「事務事業調査シート」という）による調査を実施した。

なお、調査項目の具体的な記載については、＜記載依頼事項＞にて示したとおりである。

平成26年度実施事務事業調査シート						
担当所属	施策名	事務事業コード	事務事業名	事業開始年度		
事務事業の概要	事業対象者					
	事業の目的(意図)	<注1>				
	事業の内容(手段)					
事務事業の金額と事後評価	事務事業の金額(千円)	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度予算	平成26年度実績	
	平成26年度の実績金額のうち、中事業名と金額(千円)	中事業名	平成26年度実績	財源 起債      その他      一般財源		その他の主な内容
		合計				
	過去の補助金の状況	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
国補助金(千円)						
府補助金(千円)						
事業に占める補助金の割合(%)						
その他補助金に関する情報	<注2>					
事務事業の総合評価		平成24年度	平成25年度	平成26年度		
平成26年度実施事業に関する事前評価						
評価結果	評価の仕方		評価の理由			
<注3>	<注4>		<注5>			
平成26年度実施事業に関する事後評価の状況						
4つの観点からの評価	総合評価算出式	<注6>				
	観点	評価	評価の内容及びその根拠			
	妥当性		<注7>			
	有効性		<注7>			
	効率性		<注7>			
	参画と協働のまちづくり推進度		<注7>			

指標設定年度	指標名	単位	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度計画	平成26年度実績
事業の活動	<注8>					
指標に基づく評価	指標とした理由	<注9>				
	計画数値の設定方法	<注10>				
	実績数値の測定方法	<注11>				
	実績値の4つの評価への反映方法	<注12>				
成果指標	事務事業に対して成果指標(アウトカム指標)を適用することへの所属の考え方	<注13>				
	所属で考える具体的な成果指標(アウトカム指標)案	<注14>				
事後評価の反映	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由				
	平成28年度の事業実施の検討状況	<注15>	<注16>			
フルコストの考え方	平成26年度実施事業に関するフルコストの内容	直接人件費	間接人件費	直接事業費	間接事業費	フルコスト
	計画値(千円)					
	実績値(千円)					
	(直接人件費に対して)従事職員数の入力数値についての考え方	<注17>				
	フルコスト削減努力はどのように行っているか	<注18>				
大阪府下の中核市、特別市で同様の事務事業を実施しているか(わかる範囲内で)	<注19>					

<記載依頼事項>

- 注1 市や市民に関する将来像等も含めた記載
- 注2 過去受けていた補助金の情報
- 注3 縮小、継続、拡大等を記載
- 注4 評価に当たって考慮した事項を含めた記載
- 注5 評価結果に至った理由(数値的な裏付け)等
- 注6 下記4つの観点からの評価が、事務事業の総合評価に至った経緯について、事務事業評価の基本的な考え方(総合評価の算出方法)に基づいた記載
- 注7 評価内容と評価結果の結び付きや、指標等の客観的なデータの評価への反映方法
- 注8 設定している全ての指標

- 注 9 当該指標を当該事業の指標とした理由
- 注 10 活動指標の計画数値の根拠
- 注 11 実績数値の把握方法
- 注 12 実績値を4つの評価のうちどの評価に結び付け、実績値をどう判断しているのかについて記載
- 注 13 事務事業の見直しの上で必要と考えられる成果指標（アウトカム指標）の適用に対する、所属の意見について記載。また、所属として独自で実施している場合等はそ  
の旨
- 注 14 所属において現状考えられる望ましい成果指標（アウトカム指標）（複数回答可）
- 注 15 廃止、縮小、継続、拡大等を記載
- 注 16 事後評価結果等により平成 28 年度も当該事業を実施するかどうかの判断に至った  
経緯
- 注 17 行政評価システム上における従事職員数の入力数値の把握方法
- 注 18 フルコスト削減努力の方法と、過去における直接人件費、間接事業費等の削減例を  
記載
- 注 19 過去3年間及び現在、実施していれば市の名称、実施事業年度、事業名、事業金額  
等の情報

## 第4 監査の結果及び意見

### <監査の結果及び意見の区分>

本報告書（概要版）での指摘の取扱いは、監査の「結果」と「意見」に区分している。

監査の「結果」（地方自治法第252条の37第5項）とは、「事務の執行」における合規性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるものである。監査の「意見」（地方自治法252条の38第2項）とは、監査の結果には該当しないが、合理性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

### <監査の結果及び意見の項目一覧>

本年度の包括外部監査に係る指摘の一覧は、次のとおりであるが、そのうち、本報告書（概要版）では、共通的なもの並びに質的に重要と思われる事項（意見・結果に網掛けしたもの）を取り上げている。

#### ○ 事務事業評価の仕組み

No.	結果 意見	内容
1	意見1	事務事業の見直し時における有効性の観点からの評価の活用について
2	意見2	事務事業評価の次年度以降の予算への活用について
3	意見3	事務事業評価に対するチェック機能の充実について
4	意見4	活動指標の計画値の見直しについて
5	意見5	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について
6	意見6	フルコスト(直接人件費及び間接人件費)の計算ロジックについて
7	意見7	事務事業の従事職員数の入力について
8	意見8	事務事業要約票(事前評価)の担当者所見の記載について
9	意見9	歳出予算見積書(当初予算)、歳出予算査定書(当初予算)及び歳出予算示達書(当初予算)における全体事業概要等の記載について
10	意見10	事務事業評価の公表について
11	意見11	施策と事務事業の関連性について

#### ○ 市単費事業

No.	事務事業名	結果 意見	内容
1	女性相談事業	意見12	活動指標に係る実現可能性のある計画数値について

No.	事務事業名	結果 意見	内容
		意見 13	事務事業要約票（事後評価）における評価結果の根拠の記載について
2	平和意識の啓発事業	意見 14	アンケート調査の実施及び活用について
		意見 15	外部委託の促進について
		意見 16	事務事業の評価指標の設定について
3	小学校区集会所整備事業	意見 17	地域のニーズに係るヒアリング結果の文書化について
4	小学校区集会所管理事務	意見 18	使用貸借契約書における事業の実施状況の報告義務の設定について
		意見 19	補助金交付要綱の見直しについて
5	市民活動支援事業	意見 20	事務事業の評価指標の見直しについて
6	高齢者ふれあい入浴事業	意見 21	助成金の縮小について（ふれあい入浴事業）
		意見 22	ふれあい入浴事業助成金交付要綱への助成金計算方法の明記について
		意見 23	効果のモニタリングの実施について（ふれあい入浴事業及びふれあいの湯交流事業）
7	老人健康マッサージ事業	意見 24	利用者へのアンケートの活用について
		意見 25	受診制限の設定と事業の周知について
8	身体障がい者スポーツ大会事業	結果 1	実績報告書の入手遅延
		意見 26	事務事業の評価方法について
		意見 27	他市等との協力による参加者数の把握とその活用について
9	特定呼吸器疾病予防回復事業	意見 28	活動指標の再設定の必要性について
		意見 29	事業廃止に向けての検討について
10	親子 de 絵本推進事業	意見 30	活動指標の追加設定について
		意見 31	行政評価での事中評価の活用について
11	子ども・子育て支援事業計画策定業務	なし	なし
12	「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業	結果 2	随意契約での相見積書の入手漏れ
		意見 32	活動指標の計画値の見直しについて
		意見 33	事務事業の評価指標の追加設定について
13	路上喫煙対策事業	結果 3	活動指標数値の未記載
		意見 34	路上喫煙啓発指導員の活動時間について
14	有価物集団回収推進事業	意見 35	事務事業の評価指標の追加設定について
15	環境衛生防疫業務	意見 36	施策との関連付けについて
		意見 37	事務事業の評価指標の追加設定について
		意見 38	業務実態に合致した従事職員数の入力 of 徹底について
16	し尿収集体制の整備	意見 39	事務事業の評価指標の追加設定について
		意見 40	し尿汲取及び手数料徴収業務委託料の決定方法について
17	放置自転車対策事業	意見 41	活動指標の計画値の見直しについて

No.	事務事業名	結果 意見	内容
18	交通安全施設等設置事業	意見 42	道路の安全利用割合の成果指標（アウトカム指標）としての活用について
		意見 43	事務事業要約票（事前評価）の「担当者意見欄」の記載について
		意見 44	工事業者の選定理由の文書化について
19	公園・緑地整備事業	意見 45	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について
20	水洗化促進事業【一般会計分】	意見 46	水洗化を促進するための制度の見直しについて
		意見 47	事務事業要約票（事前評価）における事務事業の改善点や課題に対する対応方針の記載について
21	予防広報推進事業	意見 48	活動指標「住宅用火災警報器の設置率」の計画値の見直しについて
		意見 49	活動指標「火災予防啓発活動実施数」について
22	自主防災組織活動支援事業	意見 50	事務事業の評価指標の追加設定について
		意見 51	フルコストの直接人件費の内容について
23	学校園安全対策推進事業	意見 52	業務実態に合致した評価指標の設定について
		意見 53	防犯カメラ設置率の計画値設定の合理性について
		意見 54	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について
24	図書館サービスの充実事業	意見 55	業務実態に合致した評価指標の設定について
		意見 56	公設図書館の運営方法の検討について
25	文化財施設管理運営事務	意見 57	事務事業の評価指標の追加設定について
26	学力向上推進事業	意見 58	多様な評価指標の設定について
27	学校図書館活用推進事業	結果 4	活動指標の実績値の誤り
		意見 59	業務実態に合致した評価指標の設定について
28	英語教育推進事業	意見 60	英語教育に関心をもつ機会の提供について
		意見 61	成果指標（アウトカム指標）の設定について
29	子どもが輝く学校園づくり総合支援事業	意見 62	事業目的の明確化及び目的に合致した用途の確認について
		意見 63	他自治体における実施状況の調査と比較検討について
		意見 64	活動指標の設定における合理性について
30	学校 I C T活用事業	意見 65	事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定について

No.	事務事業名	結果 意見	内容
		意見 66	活動指標の計画値の見直しについて
31	帰国・外国人児童生徒受入等支援事業	意見 67	活動指標の計画値や実績値の見直しについて

## I. 事務事業評価の仕組み

### 1. 事務事業評価の概要

#### (1) 事務事業評価の目的

市は、事務事業評価を行うにあたっては、施策実現への貢献度を意識し、事務事業の方向性を立案していく視点を必要としている。また、役割を終えた事務事業や、効果検証の結果、費用対効果が低い事務事業はスクラップし、新たな手段として新規事業を提案していく、スクラップ&ビルドをあわせて考えることを原則としている。さらに、全ての事務事業において、必要不可欠な事業なのか、広域連携を模索する方が効率的・効果的なのか、地域との協働で実施する方向性が望ましい場合は支援に軸を移していくべきではないか等、事務事業毎に点検し、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応できるように、最適な実施手法を検討していく視点が重要としている。市はこのような考えの下、事務事業の評価に取り組んでおり、事務事業の計画時においては事前評価を行い、事務事業実施後には事後評価を行っている。

#### (2) 事務事業評価の方法

##### ① 事前評価の方法

事務事業の実施計画を立てる段階では、施策を推進していくという観点で、当該事務事業が施策のめざす姿の実現に資する内容となっているか再度検討することが必要であるため、各事務事業について以下の観点から、「事務事業要約票（事前評価）」のシートを用いて事前評価が行われる。

- 当該事業（新規事業及び継続事業）の妥当性・有効性・効率性等
- 過去の業務における改善事項の確認・コスト情報
- 活動指標の設定
- 施策への貢献度

各所属では、項目毎の評価を実施後、当該事務事業について、次年度以降、どのよ

うにしていきたいか、「拡大」、「継続」、「縮小」、「廃止」、「終了」、「統合」等の選択を行い、必要に応じてそのように判断した理由を「担当者所見」として記載する。

## ② 事後評価の方法

事務事業の事後評価は、各事務事業の実績を把握するとともに、事前評価（実施計画）内容と照らし合わせて振り返りを行い、とりわけ事前の計画内容を達成できなかった場合は、その原因や課題等を分析し、今後の事業内容の改善を検討するために行うものである。

施策を構成する各事務事業の事後評価は、「事務事業要約票（事後評価）」のシートを用いて行われる。「妥当性評価」・「有効性評価」・「効率性評価」・「参画と協働のまちづくり推進度評価」の4つの観点における評価（観点毎にA～D評価）をもとに、総合評価を下記のとおり、加点方式で算出し、A～Dのランクで表示している。

### 【総合評価の算出方法について】

点数配分による手法と論理による場合分けを行う手法を組み合わせ、算出する。

・総合評価算出式（※ただし、妥当性評価A～Dを総合評価の上限とする。）

有効性評価配分点数 60 点×評価係数A～D（1～0.4）＋効率性評価配分点数 10 点×評価係数A～D（1～0.4）＋参画と協働のまちづくり推進度評価配分点数 30 点×評価係数A～D（1～0.4）＝総合評価A～D（総合評価点は100 点満点で計算）

・総合評価の基準

A：80 点以上 B：70 点以上 80 点未満 C：60 点以上 70 点未満 D：60 点未満

※妥当性評価の論理（妥当性評価は、算出式とは別の方法で総合評価に組み込んでいる。）

妥当性評価については、事務事業の必要性や市の関与の妥当性を評価しているため、この評価結果が上限となるようにしている。

4つの評価基準は次のとおりである。

### 【妥当性評価】

- ・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。
- ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。

### 【有効性評価】

- ・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。
- ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標（予測）

に実績値が近づいているか。
<b>【効率性評価】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コストは節減できたか。</li> <li>・フルコストにおける受益者負担（補助）割合は適正か。</li> <li>・実施の手法は最適か。</li> <li>・業務の執行体制は効率的か。</li> <li>・同種・同類の事務事業を行っていないか。</li> </ul>
<b>【参画と協働のまちづくり推進度評価】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の趣旨に基づき、市民との協働の取組みを進められたか。</li> <li>・地域分権の推進に寄与したか。</li> <li>・情報公開を進め、透明性を高められたか。</li> </ul>

### （３）事務事業評価の活用状況

『第２ I. 市の行政評価における事務事業評価の位置付け 3. 市のPDCAサイクルの概要』に記載しているとおり、市の事務事業の評価は、業務実施年度の前年度から始まり、実施した翌年度の９月以降に公表されるため、事務事業の事後評価が直接的に活用できるのは、翌年度ではなく、翌々年度となる。例えば平成 26 年度の事後評価は主として平成 28 年度の事前評価に活かされる。

### （４）フルコストに関する市の考え

#### ① フルコストの定義

一般的にフルコストとは、事業毎に直接把握できる事業費だけでなく、事業に直接的又は間接的に携わっている職員の人件費や、間接的に発生している諸経費、減価償却費等の発生主義<sup>注3</sup>に基づくコスト等事業に関連する全てのコストを集計したものである。

#### ② 事業別にフルコストを把握する意義

事務事業評価を効果的なものにするには、実施する事務事業別にコストを把握し、費用対効果の評価を実施することが望ましい。

具体的には、直接把握できる事業費だけでなく、事業に直接的又は間接的に携わっている職員の人件費や、間接的に発生している諸経費、減価償却費等の発生主義に基

<sup>注3</sup> 発生主義とは、現金の収支とは関係なく、収益又は費用をその発生の経済的事実に基づき計上する考え方である。

づくコスト等事業に関連する全てのコスト（フルコスト）を測定し把握することが望まれる。

### ③ 市の実施状況

市では、行政評価システムにおいて、非公表の参考取組みとして各所属にて各事務事業における従事職員数を入力し、システム内で人件費単価を乗じることにより、各事務事業に係る人件費を算出している。また、庶務事務等各所属共通の事務に係る人件費や経費も間接人件費、間接事業費として、各事務事業に按分しており、これらにより事務事業のフルコストを測定している。測定されたフルコストは、「事務事業要約票（事前評価）」に記載され、事務事業の評価に利用している。

ただし、人件費の配賦に用いる人件費単価については各所属の職員の構成等に関わらず、一般会計であれば全ての所属で同様の単価を利用している。これは、市はフルコストに基づく事務事業の評価の重要性は認識しているが、現時点では精緻のフルコストの測定を実施するというより、各所属にフルコストを意識した事務事業の実施を促す趣旨で参考取組みとして実施しているものであるためとのことである。

## （５）事務事業評価の公表状況

### ① 事前評価情報の公表

施策及び事務事業の事前評価情報は、前年度３月頃に予算参考資料として「実施計画書」の形式で市ホームページ等にて公表される。

### ② 事後評価情報の公表

また、施策及び事務事業の事後評価情報は、翌年度９月頃に「施策実績書」として施策事後評価結果を市ホームページで公表されるとともに、事務事業の事後評価結果についても市ホームページで公表される。事務事業の評価結果は事後評価報告書（事務事業評価）として公表されるため、市のマニュアル上、「評価を行うにあたっては、説明責任を果たせるように、漏れなく根拠性を持った評価をこころがけ、評価後は必ず所属長による内容確認を行う」旨、記載されている。

## 2. 意見

### (1) 事務事業の見直し時における有効性の観点からの評価の活用について（意見1）

市の行政評価では、施策は成果で、事務事業は活動で評価している。事務事業評価については、各所属にて「妥当性」、「有効性」、「効率性」、「参画と協働のまちづくり推進度」の4つの観点で評価し、課題整理を行っている。

事務事業評価の「有効性」の観点における評価基準として「指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標（予測）に実績が近づいているか。」という基準が設定されているが、監査対象として抽出した市単費事業については、判断指標としてひとつの活動指標のみで評価しているケースが事後評価報告書（事務事業評価）では全31事業中、13事業と多く認められた。有効性、つまり「めざす暮らしの姿」を実現するうえで有効な事務事業であったか否かを判断するためには、事務事業の中での数々の活動毎にこれらの成果を反映する指標をもって総合的に判断する必要がある。

市を取り巻く課題としては、人口減少と少子高齢化の進行、安全・安心意識の高まり、産業のグローバル化等への対応があり、一方、財政に関しては、社会保障関係経費の増加や大規模な自然災害に備えた災害に強いまちづくり等の課題がある。このような環境下で、市が限られた行政資源を最大限に活用するためには、事業の「選択と集中」、「スクラップ&ビルド」の視点からの事務事業そのものの見直しや効率的・効果的な事業実施手法の見直しが求められる。

活動指標を有効性の評価に利用して事務事業評価を行っているが、PDCAサイクルによるマネジメントを強化するためにも代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標（アウトカム指標）を追加設定し、これらの指標の実績をもって事務事業を評価し、事業の実施を検討することが必要である。

### (2) 事務事業評価の次年度以降の予算への活用について（意見2）

事務事業の評価と予算との関連については、事業の実態に合致した活動指標、成果指標（アウトカム指標）で事業を評価して、事務事業を継続するか等の見直しを行い、適時にその結果を次年度以降の予算へ反映すべきである。

事後評価を踏まえた事前評価及び実施計画策定を実施し、それを予算編成における事業の実施手法の確定に繋げていくことで、実効性のある事務事業の見直しとなる。

市の現状をみると、実施計画策定に当たって、各所属に対し重点事業の候補を中心に政策推進課、財政課及び行政改革課による合同ヒアリングを行っている。ここでは、政策推進課を中心に各事務事業に対して、施策への貢献からの視点で検証しているとのことである。

しかし、合同ヒアリング時においては、重点事業の検討に主眼が置かれ、その他の事業について、事業の効果を検討した上での事務事業そのものの見直しや、歳入との予算バランスを加味した各事業の費用の全体調整が十分になされていないと思われる。

合同ヒアリングにおける三者間の役割を明らかにし、相互に連携して事業評価の情報を共有し、事務事業の見直しや予算の全体バランス調整を行って、その結果を予算へ反映することを検討されたい。合同ヒアリングにおける三者の役割や実施事項を明確にし、文書化して、当該仕組みを運用することが望まれる。

三者の合同ヒアリングにおける具体的な役割は、例えば以下のように考える。

政策推進課は、事務事業について事後評価を踏まえた事業効果の検討と市の方針等他の要素を考慮した事業実施の方向性を判断する。

行政改革課は、公共サービスのあり方等の観点から実施計画説明会において庁内横断的な行財政改革の方針を示した上で、行財政改革の視点でヒアリングを実施する。

財政課は、実施計画説明会において予算スキームを各所属に説明した上で、担当所属から概算要求等によりコストを把握し、合同ヒアリングにおいては、事業実施の方向性及び市の関わり方を踏まえ、歳入との予算バランスを考慮しながら、事業費の推移等によるさらなる費用対効果の分析や費用削減手法を検討し、各事業の予算要求方針を各所属と合意する。

### (3) 事務事業評価に対するチェック機能の充実について（意見3）

各所属における事務事業評価の内部チェックについては、一次評価者を担当者、二次評価者を所属長として、現状、予算要求前に年1回、事前評価について政策推進課・財政課・行政改革課による合同ヒアリングが実施されている。行政評価をより推進し、効率的・創造的なマネジメントを実施するためには、事後評価についても効果的なチェックが必要である。事務事業要約票の入力漏れ等の形式面はもとより、評価に有意義な指標に基づき、適切な実施計画を立案の上、実績評価が行われているか等の実質面にまで踏み込んだ所属内のチェックレベルを上げる取組みが望まれる。

(4) 活動指標の計画値の見直しについて（意見4）

各事業における活動指標の計画値については、総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画といった複数年計画をベースとして長期的に設定されている事業が多い。

一方、各年度の事務事業評価については単年度の計画値と実績値の比較によって「有効性」の観点から評価されているが、某年度に数年後の長期的な計画値を超えてしまった場合にもその後の計画値が見直されておらず、その年度以降の計画値が評価指標基準として意味を持たなくなっている事業がサンプル対象全31事業のうち、3事業認められた。

各年度の事務事業評価を有意義なものにするためにも、適時に計画値を見直すとともに、各事業の優先順位付けや人的資源の配分の検討に役立てるべきである。

(5) 事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について（意見5）

事務事業評価の「効率性」の観点における評価基準として「コストは節減できたか。フルコストにおける受益者負担（補助）割合は適正か。実施の手法は最適か。業務の執行体制は効率的か。」等といった基準が設定されている。しかし、評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。

現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。

(6) フルコスト(直接人件費及び間接人件費)の計算ロジックについて（意見6）

現在の行政評価システムにおいて、直接人件費及び間接人件費は各事務事業の従事職員数データに会計毎の平均人件費単価が乗され算出されている。ここで従事割合については職員毎に見積もっているのに対して、平均人件費単価については会計毎に単一単価として計算されている。今後は各事業の評価判断に資するより精緻なフルコストの算出が必要になってくると考えられるため、平均人件費単価については少なくとも役職毎に設定する必要がある。

(7) 事務事業の従事職員数の入力について（意見7）

行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。

(8) 事務事業要約票（事前評価）の担当者所見の記載について（意見8）

事務事業要約票（事前評価）に、今後の事業の方向性について、各所属は継続や拡大等の提案を行い、それに対する所見を記載する欄が設けられている。但し、担当者所見は、行政評価システムのマニュアルでは、任意記載項目であり、必ずしも記載が求められる項目ではない。しかし、次年度の提案内容を補足する必要がある場合は記載が求められているので、過年度事務事業の評価が低いにもかかわらず、事業を継続する場合は、その理由について明確に記載すべきである。

(9) 歳出予算見積書（当初予算）、歳出予算査定書（当初予算）及び歳出予算示達書（当初予算）における全体事業概要等の記載について（意見9）

歳出予算見積書（当初予算）、歳出予算査定書（当初予算）及び歳出予算示達書（当初予算）において事業の概況情報として全体事業概要、事業目的、事業内容、問題点・課題等、及び事業効果を記載する欄が設けられているが、当該記載について監査対象とした事務事業について、記載されているものや記載されていないものが認められた。

実務上は別途、実施計画等の資料に同内容が記載されているため問題がないとのことであるが、統一的な運用ができていない状況にある。

概況等を記載することにより予算査定時に一覧で事業内容等が把握できることと、記載することのコスト等を比較検討され、統一した取扱いにすべきである。

(10) 事務事業評価の公表について（意見 10）

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第 13 条第 2 項によれば、施策及び事務事業の評価結果について、市民が意見を述べる機会を設けるように努めなければならないとされている。

事務事業の事後評価は市のホームページにて公表されているが、市民が意見を述べる機会は他の公表事項と同様の様式によるものとなっている。

市民の意見を述べる機会を別途、基本条例で定めているという趣旨からは、発言できる機会があることをより積極的に市民に周知すべきである。例えば「広報」、「市のホームページ」等で行政評価の結果を公表しており、市民は意見を述べるができるということを知らせるべきである。

また、現在、公表している「事後評価報告書（事務事業評価）」において、活動指標の「意味・算式欄」、「評価の内容」の記載が空白になっているケースや記載内容が不十分と思われるケースがある。市民が事務事業をさらに効果的に評価するために、同報告書の記載内容を充実させるべきである。

(11) 施策と事務事業の関連性について（意見 11）

施策を実現する手段である事務事業は、取組み項目毎に施策に関連付けられている。しかし実際のところ、例えば「環境衛生防疫業務（蚊等の水路に発生する衛生害虫の発生を抑えるための薬剤散布事業）（事業No. 15 参照）」は「資源循環への取組み」施策の構成事務事業と位置付けられているが、事業内容は蚊、ハエ等衛生害虫の防除薬剤の散布及び防除薬剤の地域等への配布等であり施策内容と整合していないと考えられる。また、「学校園安全対策推進事業」（事業No. 23 参照）が施策「教育機会の均等」の構成事務事業と位置付けられている。この施策の「めざす暮らしの姿」は、安全で充実した学校生活を過ごすこと、及び等しく学ぶ環境が整っていることであるため、当該事務事業はこの「めざす暮らしの姿」の前者と整合しているが、「教育機会の均等」という施策名とは直接関係性があるとは捉えられにくいと考えられる。例えば、施策名称を「学校園の安全な環境づくりと教育機会の均等」とする方が実態に即したものになると思われる。

今後の総合計画策定時には施策と事務事業の関連性について十分に検討し、適切な施策名称の設定となるよう留意すべきである。

## Ⅱ. 市単費事業

### 1. 監査の結果

#### (1) 実績報告書の入手遅延（身体障がい者スポーツ大会事業）（結果1）

当該事業は、スポーツ大会の実施により、障がい者の社会参加意欲を高めることを目的とし、スポーツ大会実行委員会に助成金を交付している。

当該事業に係る助成金交付要綱第8条によると、「交付を受けたものは、業務完了後30日以内に実績報告書を提出しなければならない」、となっている。しかし、平成26年度については、実施日が10月12日であったのに対して、実績報告書を市が受領したのは、11月14日と30日を超えている。30日以内に提出するよう指導したとのことであるが、今後はより一層指導し、要綱どおり30日以内に提出させるようにする必要がある。あるいは、もう少し期間を延ばすのであれば、要綱の期限を見直す必要がある。

#### (2) 随意契約での相見積書の入手漏れ（「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業）（結果2）

当該事業のうち、八尾市企業データベース化事業委託については、委託先が八尾市の企業情報データベースをメンテナンスした実績、過去に八尾市内製造業者への調査を実施した実績及び企業調査における豊富な実績を有することを理由として随意契約となっている。八尾市財務規則第116条第2項において「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されているが、当該随意契約においては、相見積書が入手できず財務規則に準拠した処理ができていない。

#### (3) 活動指標数値の未記載（路上喫煙対策事業）（結果3）

当該事業の活動指標として「八尾市内での歩行喫煙率」、「八尾市内での路上喫煙率」、「路上喫煙禁止区域での路上喫煙率」を採用しているが、これらの平成26年度実績についてはすべて未記載となっており、指標として意味をなしていない状況にある。

原因は歩行喫煙率等の指標数値は、大阪府の緊急雇用創出基金事業補助金を財源とする委託調査業務の結果に基づく数値であり、補助金打ち切りにより調査委託ができなくなったためである。

この状況は当初より容易に推測できた事象であったことから、平成 27 年度の事務事業評価において比較すべき前年度の活動指標とするためにも、平成 26 年度時点で委託調査業務に依拠せずに算出しようとする新たな指標を追加設定すべきであった。

#### (4) 活動指標の実績値の誤り（学校図書館活用推進事業）（結果 4）

学校図書館活用推進事業では、活動指標の一つを「市内全小・中学校図書館の貸出冊数の合計」と設定しているが、平成 26 年度の実績は 409,073 冊であるのにも関わらず、事後評価報告書の数値は 425,000 冊となっていた。

平成 26 年度の計画値が 425,000 冊であり、計画値をそのまま実績値に入力したことが原因である。活動指標は評価の基礎となる数値であり、市民にもインターネット等で公開する数値であるため、担当所属内部でクロスチェックを実施し、誤りを防ぐべきである。

## 2. 意見（複数の事業についての共通事項）

### (1) 事務事業の評価指標の見直しについて（意見 16、20、28、30、33、35、37、39、42、49、50、54、55、57、58、59、61、64）

事務事業を評価するためには活動指標の適切な設定が必要である。しかし、事業内容や事業を取り巻く環境が大きく変化しているのも関わらず、活動指標の見直しが行われていないものが見受けられた。また、事業目的と活動指標が整合しない、あるいは関連性が低い見直しが必要なものや、より適切に事業効果を評価するために活動指標の追加を検討すべきもの、さらには、現在の活動指標では業務実施努力と関連性がないため、別途指標を設定すべきもの等、見直しが必要なものが多数見られた。

また、活動指標のみならず、事務事業評価を有効に実施するために、新たに成果指標（アウトカム指標）を設定し、活用すべきと考えられるものが見られた。

事業の活動実態に合致した指標により、事務事業評価を行うことを検討されたい。

① 事務事業の活動指標の見直しについて

見直し理由	事務事業名	意見番号	見直し対象指標	提案（追加）指標
事業内容や事業を取り巻く環境が大きく変化している	市民活動支援事業	20	八尾市市民活動支援ネットワークセンター登録団体数	センターへの相談件数や市と市民団体等との協働事業数
	有価物集団回収推進事業	35	年間回収量	外部環境要因を考慮した年間回収量
事業目的と活動指標が整合しない、あるいは関連性が低い	平和意識の啓発事業	16	非核・平和啓発事業の参加者数（累積値）	非核・平和啓発事業の参加者数（単年度）
	特定呼吸器疾病予防回復事業	28	支給者延べ人数	支給者延べ人数の減少数
	学力向上推進事業	58	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比	学力テストや学習状況調査のデータを活用した評価指標
より適切に事業効果を評価するために活動指標の追加を検討すべき	親子 de 絵本推進事業	30	-	事業参加者数や参加組数
	環境衛生防疫業務	37	-	定期薬剤散布件数
	し尿収集体制の整備	39	-	し尿汲み取り割合や委託料削減率等
	予防広報推進事業	49	-	年次比較可能な啓発活動指標
	自主防災組織活動支援事業	50	-	地域防災リーダー育成者数
	学校園安全対策推進事業	54	-	安全対策推進員の活動時間等
	文化財施設管理運営事務	57	-	各施設の利用者数、市民ボランティアや住民組織等のイベント数等
現在の活動指標では、業務実施努力と関連性がない	図書館サービスの充実事業	55	市民1人当たりの図書館総蔵書数	図書館サービス充実事業にて推進されている開館時間・日数の延長や図書館ボランティアの育成、行政資料のデジタル化等に関連した活動指標
	学校図書館活用推進事業	59	学校図書館図書標準に対する図書の充足率	児童生徒1人当たりの貸出数等
	子どもが輝く学校園づくり総合支援事業	64	総合的な学習の時間数の達成	「地域や学校、児童の実態に応じて、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な学習、児童の興味・関心等に基づく学習等創意工夫を生かした教育活動を行うこと」といった総合学習の目的に沿った新たな評価指標

② 事務事業の成果指標（アウトカム指標）の導入について

導入理由	事務事業名	意見番号	提案指標
事務事業評価を有効に実施するために、新たに成果指標（アウトカム指標）を設定し、活用すべき	平和意識の啓発事業	16	市民意識調査や実施事業参加者へのアンケート等による平和の大切さについて考えることのできた者の割合等
	「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業	33	展示会への参加企業のアンケート調査結果を生かした、引き合い件数や参加企業の満足度割合等
	有価物集団回収推進事業	35	可燃ごみ中に含まれる古紙類等の排出量や奨励金制度の周知度等
	環境衛生防疫業務	37	市民からの苦情・相談件数
	交通安全施設等設置事業	42	市民意識調査における「道路が安全に利用できるよう整備が進んでいる」と考えている者の割合等
	英語教育推進事業	61	英語能力判定テストにおける正答率やテスト結果の前年度との比較値等

(2) 事務事業の活動指標の計画値の見直しについて（意見 12、32、41、45、48、53、66、67）

事務事業を評価するためには活動指標の計画値を適切に見積もることが必要である。しかし、計画策定後、計画期間中に当該計画値を超えてしまったにも関わらず、その後も計画値の見直しが行われていないものや、計画値を過去あるいは不合理なデータに基づき見積もったり、見積もりの算定方法が実態と合致していない等により、計画値の見直しが必要なものが見られた。

見直し理由	事務事業名	意見番号	活動指標
計画策定後、計画期間中に当該計画値を超えてしまったにも関わらず、その後も計画値の見直しが行われていない	「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業	32	「八尾ものづくりネット」年間アクセス数
	放置自転車対策事業	41	自転車等放置禁止区域内の放置自転車等の台数
	予防広報推進事業	48	住宅用火災警報器の設置率
計画値を過去あるいは不合理なデータに基づき見積もったり、見積もりの算定方法が実態と合致していない	女性相談事業	12	面接による相談実施回数
	公園・緑地整備事業	45	公園整備面積
	学校園安全対策推進事業	53	全学校園への防犯カメラの設置率
	学校ICT活用事業	66	学校園からのインターネットアクセス回数
	帰国・外国人児童生徒受入等支援事業	67	日本語指導等の派遣時間数

(3) 事務事業についてのモニタリングの必要性について（意見 14、17、23、24）

事務事業を評価するためには、適切なモニタリングを行うことが必要である。モニタリングの実施に際しては、担当者の主観を除くべきであり、市民や行政サービス利用者の声に耳を傾けるべきである。モニタリング方法として市民や行政サービス利用者に対するヒアリング結果の文書化やアンケート調査等の実施を検討すべきものが見られた。

アンケート調査を実施すべきものとしては、平和意識の啓発事業（意見 14）、高齢者ふれあい入浴事業（意見 23）、老人健康マッサージ事業（意見 24）がある。

市民や行政サービス利用者に対するヒアリング結果を文書化すべきものとしては、小学校区集会所整備事業（意見 17）がある。

(4) 適切なフルコストの算定について（意見 38、51）

市は事務事業評価を実施する上での参考資料として、間接人件費や間接経費を含めたフルコストを算定している。フルコストは当該事務事業にかかった全てのコストを表すため、事務事業の3Eを客観的に判断するために有用な数値であると考えられるが、フルコストの算定方法が不明確なものが見られた。

業務計画における従事割合がフルコストの計算に適切に反映されていないものとして、環境衛生防疫業務（意見 38）、自主防災組織活動支援事業（意見 51）がある。

3. 意見（その他の主要な事項）

(1) 外部委託の促進について（平和意識の啓発事業）（意見 15）

当該事務事業においては市職員がイベントの企画、調整等に從事しており、多額の直接人件費が発生している。効率的な事務事業の実施を図るため、イベントの企画、調整等も含めた事業の外部委託の促進によるコスト削減について検討するべきである。

(2) 使用貸借契約書における事業の実施状況の報告義務の設定について（小学校区集会所管理事務）（意見 18）

集会所施設は公的財産であるが地域の管理運営委員会に使用貸借（無償）され、その管理、運営も当該管理運営委員会が行っているが、事業の実施状況の報告は契約書上で求められていない。市は、管理上、使用貸借された集会所施設の利用状況を把握

する必要があるので、実施状況の報告を契約書において求めるべきである。

(3) 補助金交付要綱の見直しについて（小学校区集会所管理事務）（意見 19）

光熱水費の基本料金を支払っている集会所管理運営委員会には、八尾市小学校区集会所光熱水費補助金交付要綱に基づき補助金が交付されているが、要綱では交付対象団体として光熱水費を支払っていない集会所も含まれている。補助の対象とならない集会所については交付対象団体から記載を削除することを検討すべきである。

(4) 助成金の縮小について（高齢者ふれあい入浴事業）（意見 21）

ふれあい入浴事業については、基本料として、固定的な助成金が各浴場に 30,000 円ずつ支給されている。市によれば、これは趣向を凝らしたかわり湯を実施するための費用とのことである。

ふれあい入浴事業助成金交付要綱第 3 条には、「助成金額は、毎年度の予算で定める額の範囲内での実績払いとする」旨の記載があるにもかかわらず、市は基本料 30,000 円の部分について、実績を示す報告書を入手していない。実績についてヒアリングベースで確認しているとのことであるが、実績を示す報告書を入手できないのであれば、当該部分については廃止を検討すべきである。

(5) ふれあい入浴事業助成金交付要綱への助成金計算方法の明記について（高齢者ふれあい入浴事業）（意見 22）

市は、固定的な助成金 30,000 円以外にも、高齢者の入浴 1 回当たり、入浴料から利用者負担の 100 円を引いた金額の 50%として計算した金額を助成しているが、ふれあい入浴事業助成金交付要綱には、助成金の計算方法は明記されていない。助成金の計算を客観的に明確化するため、今後、助成金の計算方法について明文化すべきである。

(6) 受診制限の設定と事業の周知について（老人健康マッサージ事業）（意見 25）

当該事業は、マッサージ施術により高齢者の健康増進を図るために、八尾視覚障がい者福祉協会に業務を委託し、週 4 日、1 日当たり 4 人まで実施している。1 回の利用者負担金は 1,100 円であり、市は同額を同協会に委託料として支払っている。

市は、月毎の利用者数の集計は行っているものの、受診者毎の利用回数の集計まで

は行っていなかった。市に平成 26 年度の受診者の回数について集計してもらったところ次のとおりであった。

利用回数	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	合計
利用人数	26	6	5	1	1	0	0	0	1	1	41

現在は予約状況が満員となることはなく、施術を受けたくても受けられない高齢者はいないとのことであるが、特定個人へのサービスとならないためにも、受診制限について検討すべきである。また、できるだけ多くの高齢者に周知することにより、当該制度を知らない高齢者をできるだけ減らす努力をし、機会の平等性を担保すべきである。

#### (7) 事務事業の評価方法について（身体障がい者スポーツ大会事業）（意見 26）

身体障がい者スポーツ大会は、八尾市、東大阪市、松原市、柏原市の 4 市で毎年持ち回りで開催されているが、市の開催年度でない平成 24 年度では当該事務事業の総合評価を A としたが、同じく開催年度でない平成 25 年度では総合評価を D としていた。このような数年に一度開催市としての役割が回ってくる事業については、評価の仕組みや考え方を明らかにすべきである。

#### (8) 事業廃止に向けての検討について（特定呼吸器疾病予防回復事業）（意見 29）

当該事業は、八尾市内在住で本市に住民登録をしている満 15 歳未満で気管支ぜん息等の罹患患者に対して、奨励金支給要件（月に 1 回以上の入院または 3 日以上の上院）に該当する月に対して奨励金（月額 2,000 円）を支給する事業である。

一方、市には、医療機関等で診療や薬剤支給等を受けたときに負担する保険診療（3 割または 2 割負担）の自己負担金から一部自己負担金（1 つの医療機関につき 1 日 500 円を限度として、月 2 回まで）を控除した額が助成される『子ども医療費助成制度』がある。その対象者は当該事業の対象者と同一である。

そのため、当該特定呼吸器疾病予防回復事業制度を利用できる患者が、1 つの医療機関のみの受診となった場合、医療費の上限は月額 1,000 円となる一方、2,000 円の奨励金が支給されるため、負担額以上に受領できることとなる。このようなケースは平成 26 年度では、支給者延人数 58 人中の 52 人で起こっている。

一方で、奨励金支給額は少額であり、当該事業実施効果等による対象者の減少により、直接事業費が人件費等とほぼ同額となっている。当該制度の目的や趣旨を考えればこのような患者を支えることは重要であるが、こども医療費助成制度により、患者並びに保護者の経済的負担が軽減される状況に鑑みれば、厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な事務事業の執行を踏まえ、将来的には事業廃止に向けて検討することが望まれる。

(9) 行政評価での事中評価の活用について（親子 de 絵本推進事業）（意見 31）

当該事業は、地域での子どもや子育て世代の居場所づくりや子育て支援の充実を図り、保護者の子育て力の強化や子どもの成長を支えられるよう、コミュニティセンターに絵本を配架し、読み聞かせや育児相談等の取組みを実施する事業である。

各コミュニティセンターにおける参加者数は増加傾向にある一方で、各開催場所によって参加人数に偏りがある。参加者数が少ない地域の原因分析やそれに基づいた対応が必要であり、平成 27 年度に拡大している事業であるため、適時な住民ニーズの把握や参加状況の分析等による事中評価を行うべきである。なお、住民ニーズの把握についてはアンケートの利用が考えられる。

(10) 路上喫煙啓発指導員の活動時間について（路上喫煙対策事業）（意見 34）

当該事業の一つに路上喫煙啓発指導員による指導業務があり、この指導状況については指導員より日報報告されている。

当該指導員の活動時間は平日の午前 7 時 15 分～11 時及び午前 11 時 45 分～午後 1 時 45 分に限定されており、指導、啓発活動の有効性及び効率性の観点から、夕方や夜の時間帯にも指導を実施することを検討すべきである。

(11) し尿汲取及び手数料徴収業務委託料の決定方法について（し尿収集体制の整備）（意見 40）

市は、し尿汲取及び手数料徴収業務を八尾市清協公社に委託している。委託料については、公社の費用予算を分析したうえで、実費精算方式に基づく額を委託料として算出しているが、退職金等の臨時的要因による費用の発生によって委託料が増減するため、サービス享受対価の決定方法にはなじまない。委託サービス内容を根拠とした

積算方法によって委託費を算出すべきと考えられる。

(12) 工事業者の選定理由の文書化について(交通安全施設等設置事業) (意見 44)

交通安全施設の設置工事は、入札により選定され年間単価契約を締結した工事業者に委託している。工事業者は同額の単価で複数の業者が選定されている。個々の工事については、工事指示書において所属長の決裁のうえ工事業者を決定している。

しかし、個別工事の実施業者の選定理由については記載されていない。業者の選定については、緊急対応が重視されるため工事対象箇所と当該即時対応が可能な業者を調整し決定しているとのことであるが、工事業者選定の公平性について第三者への説明を可能とするため、工事指示書等に基づく意思決定の際に、選定理由の記載を行う等の検討をされたい。

(13) 水洗化を促進するための制度の見直しについて(水洗化促進事業) (意見 46)

市は、水洗化を促進するための制度の一つとして、1件20～40万円かかる水洗便所の改造工事費を一時に負担することが経済的に困難な者の水洗化を促進するため、供用開始後3年以内に限り、1件40万円を上限に金融機関からの融資を斡旋し、利子補給を行っている。

しかしながら、当該制度による過去3年間の融資斡旋件数は平成24年度12件、平成25年度12件、平成26年度7件に留まっている。これは、返済期間が36ヶ月とされているため、制度を利用した場合の毎月の返済額が経済的に負担となっていることが一つの要因として考えられる。

経済的に困難な者に対し水洗化を促進するため、金融機関とも協議のうえ、返済期間の伸長により毎月の返済額を軽減すること等、当該制度の見直しを検討されたい。

(14) 公設図書館の運営方法の検討について(図書館サービスの充実事業) (意見 56)

図書館サービスの充実事業では、開館時間・日数の延長等、図書館の利便性向上に向けた取組みを実施し、平成26年度の夜間開館日数は187日で、前年度の135日から大幅に増加している。また、夜間開館の実施にあたっては、時間差出勤や臨時職員等の活用により、効率的に事業を行っている。

しかし、より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図

書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。

市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において、市設図書館において初めて指定管理者制度を導入した。既存の八尾図書館、山本図書館、志紀図書館は従来どおり市直営で運営されているが、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高いとなれば、他の 3 図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。

(15) 事業目的の明確化及び目的に合致した用途の確認について（子どもが輝く学校園づくり総合支援事業）（意見 62）

子どもが輝く学校園づくり総合支援事業は、平成 23 年度まで実施されていた 9 事務事業を統合・再構築された事業であり、その目的は学力向上から教職員の資質向上まで多種多様に及んでいる。特色ある学校園づくりには学校長の裁量により一定程度の予算を確保することも必要ではあるが、学校園管理運営事業等他事業の補完となっているのであれば、特色ある学校園づくりには関連性は低く、当該他事業において支出すべきである。事業目的を明確化し、計画書や実施報告書の内容を精査し、担当所属は事業目的に合致した用途の確認や添付書類に関する指導を適切に実施することが求められる。

(16) 他自治体における実施状況の調査と比較検討について（子どもが輝く学校園づくり総合支援事業）（意見 63）

子どもが輝く学校園づくり総合支援事業は多種多様な事業を整理して再構成された事業のため、他自治体における同種事業の実施状況は「不明」としているが、学校園の規模に応じて 88,000 円～616,000 円支給している金額の妥当性を検討するには他自治体での実施状況を調査することが必要である。

従来の事業内容や予算額を踏襲するのではなく、他自治体での実施状況や支給金額を調査した上で、事業内容を再構築し、妥当な支給金額を設定することが求められる。

(17) 事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定について（学校 I C T活用事業）  
（意見 65）

学校 I C T活用事業の目的は、教育の情報化に対応し、情報セキュリティの一層の強化に取り組むとともに、教職員が円滑に I C Tを利用できるように支援することとされている。業務内容としては、校務支援システム、セキュリティシステム、学校図書館システムの導入、保守管理等が挙げられる。

このうち、学校図書館システムの導入、保守管理に関しては、幅広い意味では「教育の情報化」に対応するものであるかもしれないが、活動指標との関連性が不明確であり、評価が適切になされない恐れがある。

したがって、学校 I C T活用事業の内容に学校図書館システムの導入・保守管理に関する目的を明記し、活動指標としている「学校園からのインターネットアクセス回数」には学校図書館システムへのアクセスを含むことを明記する等、事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定を行うことを検討すべきである。

## 監査人の所感

平成 26 年度の当初予算の概要について公表されている市ホームページには、以下の言葉が添えられている。

「景気の動向は上向きにあるものの、依然として厳しい財政状況が続く中、持続可能な自治体運営を目指して、事務事業の見直しや行財政改革に取り組み、経費の全般的な見直しを行い、総合計画実施計画、マニフェスト実行計画及び第 2 期行財政改革アクションプログラムに沿った、重点施策に財源を集中した予算の編成に努めました。」

本年度の包括外部監査において、事務事業の評価の仕組みと市単費事業について検討したところ、事務事業の評価等において、上記事項を意識して取り組まれていると思われた面も多々あったが、より一層の事業の選択と集中や効率的・効果的な事務事業の実施手法を検討する必要があると感じられた。厳しい財政状況下において、事業の選択と集中を行いながら最大限に事業効果を発揮するためには、施策に沿った事業かどうかを評価することのみならず、さらに事務事業の効果や成果を適切に評価し、次年度以降の予算に反映することが必要である。現在、市の事務事業の評価は、主に施策への貢献という観点から行われており、成果による評価の観点が取り入れられることはほとんどない。今後は、各事務事業に対して成果による評価を取り入れることも検討すべきである。

費用対効果の面からは、現在参考値としている人件費についても、今後は精度を高め、業務分析に基づき総事務量を把握することにより、各事務事業の定員管理、各所属の定員管理に繋げていくことが求められる。人件費を含むフルコストの考え方を中長期的に正式に導入することを目指すためにも、職員の意識も時間をかけて醸成し、各所属において事業実施についてフルコストの考え方をより一層浸透させていくことが必要である。

加えて、事務事業の費用対効果の観点に基づいた実効性のある見直しをモニタリングするためにも、実施計画策定時等に政策推進課、財政課並びに行政改革課の役割分担の明確化と三者の連携も重要である。意見 2 で記載した各所属の役割を参考に三者の連携がより一層取られることを期待するとともに、フルコストを導入し、進めるに当たっては、人的資源配分の適正化の観点から、人事担当部署との連携も合わせて深める必要がある。

財政課によると、平成 28 年度の予算は、かつてないほどに厳しいとのことであり、

投資的経費を将来に繰り延べる事が可能なものは繰り延べる等して、支出を抑える努力をしている。このような組織の非常時においては、一般的にはトップの方向性の指示が求められる。現在は、部局マネジメント（次年度ビジョン）の設定において、トップが各部局長とヒアリングを実施し、その指示のもと各所属が事業を検討し、予算要求をした上で予算編成を行っているが、今後は、トップが施策や事務事業の評価等を基に一定の予算枠を設定し、各所属がその枠内で各事務事業の実施量について判断するという手法を導入することも検討する余地がある。

最後になるが、監査対象とならなかった他の事業（過去、国や大阪府から補助を受けていたが、現在は市単費で実施している監査対象とならなかった事業も含む）について、その実施の必要性を判断するに当たり、単なる過去からの継続性や慣習に捉われることなく、事務事業の費用対効果を勘案した評価の観点や他市の実施状況を勘案し、標準的なサービス水準を測るといった観点を持って、今後の方向性を検討することが望まれる。